

厚生労働省発子 0226 第 1 号  
令和 3 年 2 月 26 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官  
(公 印 省 略)

令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和 2 年度第 3 次補正予算分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和 2 年度第 3 次補正予算分）分）交付要綱」により行うこととされ、保育環境改善等事業については、令和 3 年 1 月 1 日から、保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業については、令和 3 年 1 月 28 日（第 3 次補正予算成立日）から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

## 別 紙

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）交付要綱

### （通則）

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿拡大に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、保育所等、認可外保育施設並びに病児保育事業及び一時預かり事業を実施する事業所等におけるICT化を推進し、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

### （交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
  - （1）保育所等改修費等支援事業  
「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号）の別添1に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
    - ① 市町村が行う事業
    - ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
  - （2）保育環境改善等事業  
「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号）の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、環境改善事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）における次に掲げる事業
    - ① 都道府県及び市町村（以下「都道府県等」という。以下当該事業に係る部分は同じ。）が行う事業
    - ② 都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
  - （3）保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）  
「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和2年度

第3次補正予算分)の実施について」(令和3年2月4日子発0204第1号)の別紙に定める「保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(令和2年度第3次補正予算分)実施要綱」による次に掲げる事業。

- ① 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入
  - ア 市町村が行う事業(特別区及び財政力指数が1.0以上の市町村が行う事業を除く。)
  - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ② 通訳や翻訳のための機器の導入
  - ア 市町村が行う事業(特別区及び財政力指数が1.0以上の市町村が行う事業を除く。)
  - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ③ 認可外保育施設における機器の導入
  - ア 都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という。以下当該事業に係る部分は同じ。)が行う事業(特別区及び財政力指数が1.0以上の都道府県等が行う事業を除く。)
  - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
- ④ 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入
  - ア 市町村が行う事業
  - イ 民間団体等(一部事務組合を含む。)が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ⑤ 保育士等の研修のオンライン化事業
  - ア 都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という。以下当該事業に係る部分は同じ。)が行う事業
  - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
- ⑥ 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化
  - ア 都道府県が行う事業
  - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

#### (4) 保育士修学資金貸付等事業

「保育士修学資金の貸付け等について」(平成28年2月3日厚生労働省発雇児0203第3号)の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。以下当該事業に係る部分は同じ。)が行う事業
- ② 都道府県等が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

#### (交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された施設ごと((3)の⑤、⑥及び(4)については第2欄の種目ごと)の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

ア 施設ごと（(3)の⑤、⑥及び(4)については第2欄の種目ごと）に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

① 3の(1)の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ アの事業以外

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(2)の②、(3)⑤から⑥のイ及び(4)の②の事業

ア 施設ごと(3の(3)⑤から⑥のイ及び(4)の②については第2欄の種目ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

③ 3の(3)①から④のイの事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と市町村(3の(3)③のイについては都道府県等)が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式 2 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。  
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (10) 都道府県又は市町村が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。
  - ① (1) から (7) までに掲げる条件。



ただし、(1) から (3) まで及び (7) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」(市町村の場合は「市町村長」)と、(4) 及び (5) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」(市町村の場合は「市町村長の承認」)と、(5) 及び (7) 中「国庫」とあるのは「都道府県」(市町村の場合は「市町村」)と、(4) 及び (7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(4) の規定中「50 万円」とあるのは「30 万円」と読み替えるものとする。

- ② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) (10) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適化法第 26 条第 2 項に基づき、3 に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式 4 に添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 5 に添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出を行うものとする。

- (2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、7による交付申請書又は8による変更交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式6又は別紙様式7により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

（実績報告）

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（1）適化法第26条第2項に基づき、3に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に係る書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式9に添えて令和3年4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて令和3年4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（2）（1）以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（補助金の額の確定の通知）

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

（補助金の返還）

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

14 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育所等改修費等支援事業	<p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="text-align: right;">1 事業所当たり 32,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="text-align: right;">1 事業所当たり 35,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p style="text-align: right;">1 事業所当たり 22,000,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="text-align: right;">1 施設当たり 35,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p style="text-align: right;">1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p style="text-align: right;">1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p style="text-align: right;">1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="text-align: center;">保育所で行う場合</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 32,000,000 円</p> <p style="text-align: center;">保育所以外で行う場合</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p style="text-align: center;">保育所で行う場合</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 35,000,000 円</p> <p style="text-align: center;">保育所以外で行う場合</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p style="text-align: center;">保育所で行う場合</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 22,000,000 円</p> <p style="text-align: center;">保育所以外で行う場合</p> <p style="text-align: right;">1 か所当たり 2,400,000 円</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費</p>	<p>1 / 2</p> <p>(注 1)</p> <p>2 / 3</p>
	保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)	<p>(1) 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業及び認可外保育施設(認可外の居宅訪問型保育事業を除く。)</p> <p style="text-align: center;">1 施設あたり</p> <p>①定員 19 人以下 300,000 円以内</p> <p>②定員 20 人以上 59 人以下 400,000 円以内</p> <p>③定員 60 人以上 500,000 円以内</p>	<p>保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)を実施するために必要な報</p>	<p>1 / 2</p>



	<p>(2) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 1施設あたり 300,000円以内</p> <p>※ 「定員」については、令和3年1月1日時点の定員とする。 ただし、居宅訪問型保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者に限る。）については、令和2年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数とする。</p>	<p>酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金</p>	
<p>保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）</p>	<p>1. 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入 1施設あたり 1,000,000円</p> <p>2. 通訳や翻訳のための機器の導入 1施設あたり 150,000円</p> <p>3. 認可外保育施設における機器の導入 1施設あたり 200,000円</p> <p>4. 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステムの導入 1自治体当たり 8,000,000円 1施設あたり 1,000,000円</p> <p>5. 保育士等の研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000,000円</p> <p>6. 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化 別紙（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化の基準額）のとおり</p>	<p>保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2
<p>保育士修学資金貸付等事業</p>	<p>1 保育士修学資金貸付 (1) 基本額 1人あたり月額 50,000円以内</p> <p>(2) 加算額 ・入学準備金（貸付初回時） 1人あたり 200,000円以内 ・就職準備金（卒業時） 1人あたり 200,000円以内 ・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1月あたり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</p> <p>2 保育補助者雇上費貸付 (加算分) 1か所あたり年額 2,953,000円以内 1か所あたり年額 2,215,000円以内</p> <p>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の1/2 ※ ただし、上限 月額27,000円</p> <p>4 就職準備金貸付</p>	<p>保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	9 / 10

		<p>1人当たり 200,000円以内 (加算分) 1人当たり 200,000円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1/2</li> <li>※ ただし、年額123,000円以内</li> </ul> <p>6 事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業当たり 4,275,000円以内</li> <li>・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1事業当たり 5,775,000円以内</li> </ul> <p>※ 都道府県等から委託を受けた都道府県等社会福祉協議会が保育士修学資金貸付等事業を実施する場合に限る。</p>		
間 接 補 助 事 業	保育所等改修費等支援事業	<p>(1) 賃貸物件による保育所等改修費等</p> <p>①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 20,000,000円</p> <p>利用(増加)定員20名以上59名以下 1施設当たり 32,000,000円</p> <p>利用(増加)定員60名以上 1施設当たり 60,000,000円</p> <p>(イ) 老朽化対応の場合 1施設当たり 32,000,000円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 14,000,000円</p> <p>利用(増加)定員20名以上 1施設当たり 21,000,000円</p> <p>(イ) 老朽化対応の場合 1施設当たり 21,000,000円</p> <p>②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>本園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 23,000,000円</p> <p>利用(増加)定員20名以上59名以下 1施設当たり 35,000,000円</p> <p>利用(増加)定員60名以上 1施設当たり 63,000,000円</p> <p>分園の場合</p> <p>(ア) 新設又は定員拡大の場合</p> <p>利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 17,000,000円</p> <p>利用(増加)定員20名以上</p>	<p>賃貸物件による保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 2/3 (注1) 8/9</p> <p>家庭的保育改修費等の場合 1/2 (注1) 2/3</p> <p>保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	

		1 施設当たり	24,000,000 円	
	③上記①、②以外の場合			
	本園の場合			
	(ア) 新設又は定員拡大の場合			
	利用（増加）定員 19 名以下	1 施設当たり	15,000,000 円	
	利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下	1 施設当たり	27,000,000 円	
	利用（増加）定員 60 名以上	1 施設当たり	55,000,000 円	
	(イ) 老朽化対応の場合	1 施設当たり	27,000,000 円	
	分園の場合			
	(ア) 新設又は定員拡大の場合			
	利用（増加）定員 19 名以下	1 施設当たり	9,000,000 円	
	利用（増加）定員 20 名以上	1 施設当たり	16,000,000 円	
	(イ) 老朽化対応の場合	1 施設当たり	16,000,000 円	
	(2) 小規模保育改修費等			
	①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合	1 事業所当たり	32,000,000 円	
	②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合	1 事業所当たり	35,000,000 円	
	③上記①、②以外の場合	1 事業所当たり	22,000,000 円	
	(3) 認可化移行改修費等			
	①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合	1 施設当たり	35,000,000 円	
	※賃借料のみの場合	1 施設当たり	10,000,000 円	
	②上記以外の場合	1 施設当たり	32,000,000 円	
	※賃借料のみの場合	1 施設当たり	10,000,000 円	
	(4) 家庭的保育改修費等			
	①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合			
	保育所で行う場合	1 か所当たり	32,000,000 円	

	<p>保育所以外で行う場合</p> <p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1 か所当たり 35,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>保育所で行う場合</p> <p>1 か所当たり 22,000,000 円</p> <p>保育所以外で行う場合</p> <p>1 か所当たり 2,400,000 円</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 35,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>1 施設当たり 22,000,000 円</p>		
<p>保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)</p>	<p>(1) 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業及び認可外保育施設(認可外の居宅訪問型保育事業を除く。)</p> <p>1 施設あたり</p> <p>①定員 19 人以下 300,000 円以内</p> <p>②定員 20 人以上 59 人以下 400,000 円以内</p> <p>③定員 60 人以上 500,000 円以内</p> <p>(2) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業</p> <p>1 施設あたり 300,000 円以内</p> <p>※ 「定員」については、令和 3 年 1 月 1 日時点の定員とする。</p> <p>ただし、居宅訪問型保育事業(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者に限る。)については、令和 2 年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数とする。</p>	<p>保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)を実施するために必要な報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役員費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>1 / 2</p>
<p>保育所等業務効率化推進事業(保育所等における ICT 化推進等事業)</p>	<p>1. 保育所等における業務の ICT 化を行うためのシステムの導入</p> <p>1 施設当たり 1,000,000 円</p> <p>2. 通訳や翻訳のための機器の導入</p> <p>1 施設当たり 150,000 円</p> <p>3. 認可外保育施設における機器の導入</p>	<p>保育所等業務効率化推進事業(保育所等における ICT 化推進等事業)を実施するために必要</p>	<p>保育所等における業務の ICT 化を行うためのシステムの導入、通訳や翻訳のための機器の導入、認可外保</p>

	<p>1 施設当たり 200,000 円</p> <p>4. 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の ICT 化を行うためのシステムの導入 1 施設当たり 1,000,000 円</p> <p>5. 保育士等の研修のオンライン化事業 1 自治体当たり 4,000,000 円</p> <p>6. 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化 別紙（保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化の基準額）のとおり</p>	<p>なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>育施設における機器の導入及び病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の ICT 化を行うためのシステムの導入の場合 2 / 3</p> <p>保育士等の研修のオンライン化事業及び保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化の場合 1 / 2</p>
保育士修学資金貸付等事業	<p>以下に掲げる額に 9 / 10 を乗じて得た額</p> <p>1 保育士修学資金貸付 (1) 基本額 1 人当たり月額 50,000 円以内</p> <p>(2) 加算額 ・ 入学準備金（貸付初回時） 1 人当たり 200,000 円以内 ・ 就職準備金（卒業時） 1 人当たり 200,000 円以内 ・ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1 月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</p> <p>2 保育補助者雇上費貸付 1 か所当たり年額 2,953,000 円以内 (加算分) 1 か所当たり年額 2,215,000 円以内</p> <p>3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の 1/2 ただし、上限 月額 27,000 円</p> <p>4 就職準備金貸付 1 人当たり 200,000 円以内 (加算分) 1 人当たり 200,000 円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の 1 / 2 ※ ただし、年額 123,000 円以内</p> <p>6 事務費 ・ 1 事業当たり 4,275,000 円以内 ・ 保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1 事業当たり 5,775,000 円以内</p>	<p>保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>10 / 10 (注 2)</p>

(注 1) 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村又



は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市町村に限る。)が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3(家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9)とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修(新設、定員の拡大)であること。
  - (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分)の利用定員総数が増加する改修であること。
- (注2) 間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10を補助する場合に限る。

## 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化の基準額一覧

NO	都道府県名	基準額 (円)
1	北海道	2,642,000
2	青森	464,000
3	岩手	590,000
4	宮城	1,538,000
5	秋田	331,000
6	山形	626,000
7	福島	683,000
8	茨城	1,499,000
9	栃木	1,235,000
10	群馬	905,000
11	埼玉	5,012,000
12	千葉	5,394,000
13	東京	20,908,000
14	神奈川	12,332,000
15	新潟	1,135,000
16	富山	333,000
17	石川	544,000
18	福井	320,000
19	山梨	431,000
20	長野	902,000
21	岐阜	910,000
22	静岡	2,309,000
23	愛知	5,183,000
24	三重	767,000
25	滋賀	1,173,000
26	京都	2,198,000
27	大阪	7,301,000
28	兵庫	4,004,000
29	奈良	1,090,000
30	和歌山	477,000
31	鳥取	316,000
32	島根	287,000
33	岡山	1,252,000
34	広島	1,587,000
35	山口	643,000
36	徳島	486,000
37	香川	498,000
38	愛媛	599,000
39	高知	348,000
40	福岡	2,878,000
41	佐賀	555,000
42	長崎	650,000
43	熊本	943,000
44	大分	515,000
45	宮崎	786,000
46	鹿児島	1,301,000
47	沖縄	2,760,000

別紙様式 1

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)調書

都道府県名

国		補助率	地方公共団体						備考
			歳入			歳出			
歳出予算科目	交付決定の額	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額
	円		円	円		円	円	円	円

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

厚生労働大臣殿

〇〇 都道府県知事  
〇〇 市町村長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発子第※号により交付決定を受けた令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)について令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)交付要綱6の(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

厚生労働大臣殿

〇〇 都道府県知事  
〇〇 市町村長

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円  
(※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること)
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)所要額調書(別表1)
- 3 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料



別表1

令和2年度保育対策総合支援事業補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)所要額調査(都道府県事業))

都道府県名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)								
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)								
保育士修学資金貸付等事業								
小計(直接補助事業分)	0	0	0	0	0	0	0	0
事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)	円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)								
保育士修学資金貸付等事業								
小計(間接補助事業分)							0	0
合計							0	0

(記載上の注意)

1. 直接補助事業分については、①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
2. 間接補助事業分については、⑦欄及び⑧欄に、別表2により算出された合計(※1及び※2)を記入すること。

別表1

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等支援事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)所要額明細書(市町村事業)

市町村名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)								
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)								
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)								
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)								
保育士修学資金貸付等事業								
小計(直接補助事業分)	0	0	0	0	0	0	0	0

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)	円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)							※1	※2
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)							※1	※2
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)							※1	※2
保育士修学資金貸付等事業							※1	※2
小計(間接補助事業分)							0	0
合計							0	0

(記載上の注意)

1. 直接補助事業分については、①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
2. 間接補助事業分については、⑦欄及び⑧欄に、別表2により算出された合計(※1及び※2)を記入すること。

別表2

市町村名

1-1 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の1-1①から1-1③の各施設の合計を記入すること。

1-2 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1	※2
(2)小規模保育改修費等							※1	※2
(3)認可化移行改修費等							※1	※2
(4)家庭的保育改修費等							※1	※2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1	※2
合 計	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2

(記載上の注意)

1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の1-2①から1-2⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

市町村名

1-3 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の1-3①から1-3③の各施設の合計を記入すること。

1-4 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1	※2
(2)小規模保育改修費等							※1	※2
(3)認可化移行改修費等							※1	※2
(4)家庭的保育改修費等							※1	※2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1	※2
合 計	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2

(記載上の注意)

1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の1-4①から1-4⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

1-1① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭	事業開始予定年 月日 ⑮
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。



1-1-② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3) 認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	外費経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭	移行予定年月日 ⑮	事業実施内容 ⑯
															1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
															1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
															1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
															1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
															1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑨欄は、⑬欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑯欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

1-1-1③ 保育所等改修費等支費事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4) 家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥		総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭	事業開始予定年 月日 ⑮	
					人	人										
合計				人	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑨欄は、⑬欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-2① 保育所等改修費等支費事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(1) 賃貸物件による保育所等改修費等

対象施設名	①	設置主体	②	施設区分	③	整備区分	④	定員	⑤	うち定員増	⑥	総事業費	⑦	寄付金その他の収入予定額	⑧	差引額	⑨(⑦-⑧)	対象施設の支出予定額	⑩	国庫補助基準額	⑪	選定額	⑫(⑩×3/4)	市町村補助額	⑬	国庫補助基本額	⑭	国庫補助所要額	開設予定年月日	
																														⑬
合計									人	人			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社奈福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備を行う施設に応じて「保育所」「保育所分園」「幼児連携型認定こども園」「幼児連携型認定こども園分園」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行や小規模保育事業所からの施設種別の変更の際は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する保育所又は保育所分園の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑤欄、⑥欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄と⑧欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄は、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、保育所、保育所分園、幼児連携型認定こども園又は幼児連携型認定こども園分園を開設する年月日を記入すること。

別表2

1-2② 保育所等改修費等支費事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象施設の支出予定額	国庫補助基礎額	選定額	(12)×(3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始予定年月日	
					定員	人												
合計																		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員増大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑫欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑪欄は、⑬欄と⑭欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を乗じて得た額(1,000円未満の端数を乗じて得た額))を記入すること。
- ⑬欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-2③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)  
(3)認可化移行改修費等

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員単		総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象修繕の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑫×3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	移行予定年月 日	事業実施内容	
					⑤	⑥													
				人	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
							円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
							円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
							円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人	人		円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(株式会社法人、株式会社等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「existing改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は0とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑫欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

1-2④ 保育所等改修費等支費事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4) 家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象施設の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始予定年月日
					⑤	⑥										
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮(⑬×2/3)	⑯	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-2⑤ 保育所等改修費等支費事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象施設の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(12)×(3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始予定年月日	移行予定年月日	
					⑤	⑥													
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(7-8)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(15×8/9)	⑰	⑱		
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ③欄は、移行を予定している助定とも園の形態(幼保連携型、幼稚園型)又は小規模保育事業所を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑥欄は、移行後の認定とも園(幼保連携型、幼稚園型)における保育認定部分又は小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑦欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は0とする。)を記入すること。
- ⑧欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑩欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑪欄は、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、認定子ども園又は小規模保育事業所に移行する年月日を記入すること。

別表2

1-3-① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	設置主体	②	事業区分	③	整備区分	④	定員	⑤	うち定員増	⑥	総事業費	⑦	寄付金その他の 収入予定額	⑧	差引額	⑨(⑦-⑧)	⑩	対象経費の 支出予定額	⑪	国庫補助基準額	⑫	選定額	⑬	国庫補助基本額	⑭	国庫補助所要額 (⑬×1/2)	⑮	事業開始予定年 月日
合計								人	0	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する定員の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑧欄、⑩欄及び⑪欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑭欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。



1-3② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(3)認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名	①	設置主体	②	事業区分	③	整備区分	④	定員	⑤	うち定員増	⑥	総事業費	⑦	寄付金その他の収入予定額	⑧	差引額	⑨/(7-⑧)	対象経費の支出予定額	⑩	国庫補助基準額	⑪	選定額	国庫補助基本額	⑬	国庫補助所要額 (⑬×1/2)	⑭	移行予定年月日	事業実施内容	⑯
合計								人	人																				

(記号上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑨欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑩欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑪欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

1-3③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(7-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
																設置主体
					人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0	0			0	0	0	0	
									0			0	0	0	0	
									0			0	0	0	0	
									0			0	0	0	0	
									0			0	0	0	0	
									0			0	0	0	0	
合計					人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑧欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-4① 保育所等改修費等支費事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(1) 買貨物件による保育所等改修費等

対象施設名	設置主体	施設区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額		国庫補助基本額	国庫補助所要額	開設予定年月日	
												(10) × 3 / 4	(11) × 2 / 3				
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社、合、特、公、民、法、人、等)
- ③欄は、整備を行う施設に応じて「保育所」「保育所分園」「幼児連携型認定こども園」「幼児連携型認定こども園分園」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行や小規模保育事業所からの施設種別の変更の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する保育所又は保育所分園の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の要付皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に、⑬欄の額に5割を加算した額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄の額に、⑬欄の額に5割を加算した額を記入すること。
- ⑬欄は、保育所、保育所分園、幼児連携型認定こども園又は幼児連携型認定こども園分園を開設する年月日を記入すること。

別表2

1-4② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)  
(2)小規模保育改修費等

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象事業の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額		国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始予定年月日		
												(10)×3/4	(11)					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	(10)×3/4	(13)	(14)	(15)	(16)((15)×2/3)	⑰	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社)会福社法人、株式会社等
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄、⑧欄、⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑩欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄と⑬欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-4-3 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(3)認可化移行改修費等

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額		国庫補助基本額	国庫補助所要額	移行予定年月日	事業実施内容	
												(10)×3/4	(11)					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	(10)×3/4	(11)	(12)	(13)	⑬	(14)	
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0	0		0	0	0	0	0	0	1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
								0	0		0	0	0	0	0	0	1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
								0	0		0	0	0	0	0	0	1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
								0	0		0	0	0	0	0	0	1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円	円	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は0とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑪欄は、該当する全ての事例に○をすること。

別表2

1-4④ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(4) 家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始予定年月日	
																①
合計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の要する保育の要付皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と⑬欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-4-5 保育所等改修費等支費事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)  
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(10)×3/4)		国庫補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始予定年月日	移行予定年月日		
												⑩	⑪							
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ③欄は、移行を予定している認定こども園の形態(幼児連携型、幼稚園型)又は小規模保育事業所を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、移行後の認定こども園(幼児連携型、幼稚園型)における保育認定部分又は小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は0とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄、⑩欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄と⑧欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑫欄は、認定こども園又は小規模保育事業所に移行する年月日を記入すること。

別表2

2-1 保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）（直接補助事業分）

都道府県 名  
市町村 名

対象施設名	施設種別	定員	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助額率額	選定額	国庫補助基本額 (⑩⑪)(⑩×1/2)	国庫補助所要額額	対象経費の内訳⑫						補助要件 の確認		
											A 人件費(手当、賃金等)		B 物品購入支費		C 備品等購入費			D その他	
											支出予定の有無 【選択】	支出予定額 円	支出予定の有無 【選択】	支出予定額 円	支出予定の有無 【自由記述】内訳	支出予定額 円		支出予定の有無 【自由記述】内訳	支出予定額 円
											か所	円	か所	円	か所	円		か所	円
①	②	③	④	⑤	⑥(④-⑤)	⑦	⑧	⑨	(⑩⑪)(⑩×1/2)										
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- ③欄には定員数を記載すること（児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業は除く。）。ただし、認可の居宅訪問型保育事業については、令和2年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の原簿数とする。
- ④欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額を記載すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
- ⑫欄の「支出予定の有無」は、該当するものについて、プルダウンリストから「○」を選択すること。  
なお、「C 備品等購入費」に該当する場合及び「D その他」については、支出予定の内容を具体的に記載すること。
- ⑬欄の「A 人件費(手当、賃金等)」は、「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日付け雇厚発0331第30号雇用約等・児童家庭局長通知)の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の3(2)⑧アのうち「かかり増し経費の具体的な内容」①に該当するものについて記載すること。
- ⑬欄の「B 物品購入支費」は、実施要綱の3(2)⑧アのうち「かかり増し経費の具体的な内容」②に該当するものについて記載すること。
- ⑬欄の「C 備品等購入費」は、実施要綱の3(2)⑧イのうち「マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入」に該当するものについて記載すること。
- ⑬欄の「D その他」は、A~Cのいずれにも該当しないものについて記載すること。
- ⑬欄のA~Dにおける「支出予定額」の合計の金額が、⑦「対象経費の支出予定額」の金額と一致すること。
- ⑬欄には、実施要綱の4(11)②にある感染拡大防止についての取組について確認の上、「○」を記入すること。



別表2

2-2 保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）（間接補助事業分）

都道府県  
市町村 名

対象施設名	施設種別	定員	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	運定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象経費の内訳⑬						補助要件の確認									
												A 人件費(手当、賞金等)		B 物品購入交還		C 備品等購入費		D その他		支出予定額	円	円	円	円	円	円	円
												支出予定の額	【選択】	支出予定額	【選択】	支出予定の額	【自由選択】円	支出予定の額	【自由選択】円								
												円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
①	②	③	④	⑤	⑥ (④-⑤)	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪⑫ (⑩×1/2)	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳									
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円									
0			0	0	0	0	0	0	0	円×1	円×2	円	円	円	円	円	円	円									

(記載上の注意)

- ②欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- ③欄には定員数を記載すること(児童厚生施設及び認可外の児童訪問型保育事業を除く)。ただし、認可の児童訪問型保育事業については、令和2年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数とする。
- ④欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄と比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑤欄は、⑥欄と⑧欄と比較して、いずれも少ない方の額を記載すること。
- ⑥欄は、⑧欄の額の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑦欄の「支出予定の有無」は、該当するものについて、プルダウンリストから「○」を選択すること。  
なお、「C 備品等購入費」に該当する場合は「D その他」については、支出予定の内容を具体的に記載すること。
- ⑧欄の「A 人件費(手当、賞金等)」は、「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第30号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の3(2)アのうち「かかり増し経費の具体的な内容」①に該当するものについて記載すること。  
8. ⑧欄の「B 物品購入交還」は、実施要綱の3(2)アのうち「かかり増し経費の具体的な内容」②に該当するものについて記載すること。  
9. ⑧欄の「C 備品等購入費」は、実施要綱の3(2)イのうち「マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入」に該当するものについて記載すること。  
10. ⑧欄の「D その他」は、A~Cのいずれにも該当しないものについて記載すること。  
11. ⑧欄のA~Dにおける「支出予定額」の合計の金額が、⑦「対象経費の支出予定額」の金額と一致すること。  
12. ⑧欄には、実施要綱の4(1)②にある感染症拡大防止についての取組について確認の上、「○」を記入すること。

別表2

都道府県  
市町村名

3-1 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

	① 総事業費	② 寄付金その他の収入予定額	③ 差引額	④ 対象経費の支出予定額	⑤ 国庫補助基準額	⑥ 選定額	⑦ 国庫補助基本額	⑧ 国庫補助所要額
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入・通訳や翻訳のための機器の導入								
認可外保育施設における機器の導入								
病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入								
保育士等の研修のオンライン化事業								
保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化								
合計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の3-1①から3-1⑤の合計額を記入すること。

別表2

3-1① 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(財政力指数1.0未満の市町村(特別区を除く))(直接補助事業分)  
 (1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入・通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名	
財政力指数	

対象施設名	区分	② か所	総事業費 ③ 円	寄付金その他の 収入予定額 ④ 円	差引額 ⑤(③-④) 円	対象経費の 支出予定額 ⑥ 円	国庫補助基準額 ⑦ 円	選定額 ⑧ 円	国庫補助 基本額 ⑨ 円	国庫補助 所要額 ⑩(⑨×1/2) 円
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入	0か所		0	0	0	0	0	0	0	0
通訳や翻訳のための機器の導入	0か所									
		ア								
		イ								
		ア								
		イ								
		ア								
		イ								
		ア								
		イ								

(記載上の注意)

1. 保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入については「ア」の行に、通訳や翻訳のための機器の導入については「イ」の行に、分けて記入すること。
2. ②欄は、保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)のいずれれかを記入すること。
3. ⑥欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑨欄は、⑥欄と同額を記入すること。
5. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-1② 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(財政力指数1.0未満の都道府県等(特別区を除く))(直接補助事業分)  
 (2)認可外保育施設における機器の導入

		都道府県		市町村名		財政力指数					
対象施設名	区分	① か所	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×1/2)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1. ②欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。

3. ⑨欄は、⑧欄の額を記入すること。

4. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-1③ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

(3)病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入

市町村名

対象施設	区分	対象事業種別	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
①	②	③	④	⑤	⑥(④-⑤)	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩×1/2)
			円	円	円	円	円	円	円	円
		一時預かり	0	0	0	0	0	0	0	0
		病児								
		一時預かり								
		病児								
		一時預かり								
		病児								
		一時預かり								
		病児								
		一時預かり								
		病児								

- ①欄は市町村で実施した場合は導入した部署名を記入すること。
- ②欄は、市町村以外の施設で実施した場合は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、病院、診療所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。  
( )内には具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、実施した対象事業の種別に○をすること。病児・・・病児保育事業 一時預かり・・・一時預かり事業
- ④欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄は、⑤欄の額を記入すること。
- ⑩欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-1④ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

(4)保育士等の研修のオンライン化事業

都道府県 市町村名	
--------------	--

総事業費	①	寄付金その他の収入予定額	②	差引額	③(①-②)	対象経費の 支出予定額	④	国庫補助 基準額	⑤	選定額	⑥	国庫補助 基本額	⑦	国庫補助 所要額	⑧(⑦×1/2)
	円		円		円		円		円		円		円		円
	0		0		0		0		0		0		0		0

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-1⑤ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

都道府県

(5)保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

① 総事業費	② 寄付金その他の収入予定額	③(①-②) 差引額	④ 対象経費の支出予定額	⑤ 国庫補助基準額	⑥ 選定額	⑦ 国庫補助基本額	⑧(⑦×1/2) 国庫補助所要額
	0	0		0	0	0	0
円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	0	0	0	0

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。

3. ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。

4. ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

都道府県  
市町村名

3-2 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

	① 総事業費	② 寄付金その他の収入予定額	③ 差引額	④ 対象経費の支出予定額	⑤ 国庫補助基準額	⑥ 選定額	⑦ (⑥×3/4)	⑧ 自治体補助額	⑨ 国庫補助基本額	⑩ 国庫補助所要額
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入 ・通訳や翻訳のための機器の導入 認可外保育施設における機器の導入 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入 保育士等の研修のオンライン化事業 保育士資格取得・登録に関するオンライン手続化										
合計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 ※1 0	円 ※2 0

1. ①欄から⑩欄までの各欄には、別表2の3-2①から3-2⑤の合計額を記入すること。



別表2

3-2① 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

(1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入・通訳や翻訳のための機器の導入

対象施設名	区分	② か所	③ 円	④ 円	⑤(③-④) 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫(⑪×2/3) 円
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入	0か所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0か所											
通訳や翻訳のための機器の導入	ア											
	イ											
	ア											
	イ											
	ア											
	イ											
	ア											
	イ											
	ア											
	イ											
	ア											
	イ											

(記載上の注意)

1. 保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入については「ア」の行に、通訳や翻訳のための機器の導入については「イ」の行に、分けて記入すること。
2. ②欄は、保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)のいずれかを記入すること。
3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
5. ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
6. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

市町村名

別表2

都道府県  
市町村名

3-2② 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

(2)認可外保育施設における機器の導入

対象施設名	① か所	区分	②	総事業費	③ 円	寄付金その他の 収入予定額	④ 円	差引額	⑤(③-④) 円	対象経費の 支出予定額	⑥ 円	国庫補助 基準額	⑦ 円	選定額	⑧ 円	(⑧×3/4)	⑨ 円	市町村補助額	⑩ 円	国庫補助 基本額	⑪ 円	国庫補助 所要額	⑫(⑪×2/3) 円
0					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
								0	0						0	0	0				0	0	0
								0	0						0	0	0				0	0	0
								0	0						0	0	0				0	0	0
								0	0						0	0	0				0	0	0

- ②欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-2③ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

(3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入

市町村名

対象施設名	① か所	区分	②	対象事業種別	③	総事業費	④	寄付金その他の 収入予定額	⑤	差引額	⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額	⑦	国庫補助 基準額	⑧	選定額	⑨	(⑨×3/4)	⑩	市町村補助額	⑪	国庫補助 基本額	⑫	国庫補助 所要額	⑬(⑫×2/3)
0						円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0
				病児	一時預かり	円	0			円	0					円	0			円	0		円	0	
				病児	一時預かり	円	0			円	0					円	0			円	0		円	0	
				病児	一時預かり	円	0			円	0					円	0			円	0		円	0	
				病児	一時預かり	円	0			円	0					円	0			円	0		円	0	

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、病院、診療所、単独施設、その他( )内には具体的な実施場所を記入すること。

2. ③欄は、実施した対象事業の種類別に○をすること。病児…病児保育事業 一時預かり…一時預かり事業

3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較して、最も少ない額を記入すること。

4. ⑩欄は、⑨欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。

5. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

6. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。))を記入すること。

別表2

3-2④ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

都道府県 市町村名	
--------------	--

(4) 保育士等の研修のオンライン化事業

総事業費	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/2)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
寄付金その他の収入予定額		0	0			0		0	0
差引額									
対象経費の支出予定額									
国庫補助基準額									
選定額									
市町村補助額									
国庫補助基本額									
国庫補助所要額									
円	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-2⑤ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

都道府県

(5) 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

① 総事業費	② 寄付金その他の収入予定額	③ ①-② 差引額	④ 対象経費の支出予定額	⑤ 国庫補助基準額	⑥ 選定額	⑦ 市町村補助額	⑧ 国庫補助基本額	⑨ ⑧×1/2 国庫補助所要額
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

4-1 保育士修学資金貸付等事業(直接補助事業分)

都道府県  
指定都市名

	① 総事業費	② 寄付金その他の収入 予定額	③(①-②) 差引額	④ 対象経費の 支出予定額	⑤ 国庫補助基準額	⑥ 選定額	⑦ 国庫補助基本額	⑧(⑦×9/10) 国庫補助所要額	⑨ 貸付人数又は 貸付事業所数	⑩ 貸付金額
保育士修学資金貸付	保育士修学資金		0							
	入学準備金加算		0							
	就職準備金加算		0							
	生活扶助加算		0							
保育補助者雇上費貸付			0							
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付			0							
就職準備金貸付			0							
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付			0							
貸付事務費			0							
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	人	円
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑨欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

4-2 保育士修学資金貸付等事業(間接補助事業分)

都道府県  
指定都市 名

間接補助事業者名

	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	総事業費	寄付金その他の取入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	都道府県等補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は貸付事業所数	貸付金額
保育士修学資金貸付	保育士修学資金		0								
	入学準備金加算		0								
	就職準備金加算		0								
	生活扶助加算		0								
保育補助者雇上費貸付			0								
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付			0								
就職準備金貸付			0								
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料室の一部貸付			0								
貸付事務費			0								
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	円
	0	0	0	0	0	0	0	※1	※2	0	0

(記載上の注意)

1. 間接補助事業者ごとに作成すること。
2. ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
4. ⑨欄は、⑥欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. ⑩欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

厚生労働大臣殿

〇 〇 道 府 県 知 事

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)交付申請書

●●市外 ●市町村分





厚生労働大臣殿

東京都知事

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)交付申請書

●●市外 ●市町村分



令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)交付決定通知書

〇〇市町村

令和 年 月 日第※号で申請のあった令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※※※号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和3年※月※日厚生労働省発子※※※※号厚生労働省事務次官通知の別紙「令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの補助金の額は別紙のとおりである。  
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、別紙のとおりである。
- 4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)交付決定調書

市町村名

(直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育所等改修費等支援事業		
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)		
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)		
保育士修学資金貸付等事業		
合計		

(間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育所等改修費等支援事業		
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)		
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)		
保育士修学資金貸付等事業		
合計		

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)変更交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

令和 年 月 日第※号で交付決定の通知をした令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)については、令和 年 月 日第※号申請に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せ※( )内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和3年※月※日厚生労働省発子※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は別紙のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加(減少)額	金	円
補助金の額	金	円
内今回追加交付(一部取消)額	金	円

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)変更交付決定調書

市町村名

(直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育所等改修費等支援事業		
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)		
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)		
保育士修学資金貸付等事業		
合計		

(間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育所等改修費等支援事業		
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)		
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)		
保育士修学資金貸付等事業		
合計		

厚生労働大臣殿

〇〇 都道府県知事  
〇〇 市町村長

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)の事業実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付決定された標記の事業を完了したので、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)精算書(別表1)
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料



別表1

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)精算書(都道府県事業)

都道府県名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③ 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)											
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)											
保育士修学資金貸付等事業											
小計(直接補助事業分)											

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③ 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)							※1	※2			
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)							※1	※2			
保育士修学資金貸付等事業							※1	※2			
小計(間接補助事業分)											
合計											

(記載上の注意)

1. 直接補助事業分については、①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
2. 間接補助事業分については、⑦欄及び⑧欄に、別表2により算出された合計(※1及び※2)を記入すること。

別表1

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)精算書(市町村事業))

市町村名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧	国庫補助金 交付決定額 ⑨	国庫補助金 受入済額 ⑩	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧)
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)											
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)											
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)											
保育士修学資金貸付等事業											
小計(直接補助事業分)											

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧	国庫補助金 交付決定額 ⑨	国庫補助金 受入済額 ⑩	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧)
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)											
保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)											
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)											
保育士修学資金貸付等事業											
小計(間接補助事業分)											
合計											

(記載上の注意)

1. 直接補助事業分については、①欄から⑥欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
2. 間接補助事業分については、⑦欄及び⑧欄に、別表2により算出された合計(※1及び※2)を記入すること。

別表2

市町村名

1-1 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の1-1①から1-1③の各施設の合計を記入すること。

1-2 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1	※2
(2)小規模保育改修費等							※1	※2
(3)認可化移行改修費等							※1	※2
(4)家庭的保育改修費等							※1	※2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1	※2
合 計	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2

(記載上の注意)

1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の1-2①から1-2⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

市町村名

1-3 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
合計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の1-3①から1-3③の各施設の合計を記入すること。

1-4 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1	※2
(2)小規模保育改修費等							※1	※2
(3)認可化移行改修費等							※1	※2
(4)家庭的保育改修費等							※1	※2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1	※2
合計	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2

(記載上の注意)

1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の1-4①から1-4⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

1-1① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象施設の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭	事業開始年月日 ⑮
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する定員の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-1② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3)認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名	①	設置主体	②	事業区分	③	整備区分	④	定員	⑤	⑥	総事業費	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額	⑩	⑪	⑫	⑬	国庫補助所要額 (⑬×2/3)	⑭	移行年月日	⑮	事業実施内容	⑯	
																										うち定員増
								人	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
														0					0	0	0				1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
														0					0	0	0				1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
														0					0	0	0				1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
														0					0	0	0				1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
合計								人	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑨欄は、⑬欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑯欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑰欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

1-1-3 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象施設の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×2/3) ⑭	事業開始年月日 ⑮
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑩欄は、⑬欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-2① 保育所等改修費等支拂事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(1) 賃貸物件による保育所等改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	施設区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の集支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑩×3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	開設年月日	
																	①
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備を行う施設に対して「保育所」分、「保育所分園」「幼保連携型認定こども園分園」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡充」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行や小規模保育事業所からの施設種別の変更の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する保育所又は保育所分園の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄と⑨欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄に交付要綱の別表の算出額を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園分園を開設する年月日を記入すること。



別表2

1-2② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)  
(2)小規模保育改修費等

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の集支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額		国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始年月日
												(⑩×3/4)	⑬			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(⑮×8/9)	⑰
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円	円※2	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄は、⑫欄に交付要綱の別表の第6欄に定める補助率を算じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-2③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3)認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑩×3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	移行年月日	事業実施内容	
																		①
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
																		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
																		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
																		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
																		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円		

(記号上の注意)

- ①欄は、設置主体の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ②欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ③欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員数を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は0とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄及び①欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄と⑦欄と比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑪欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

1-2④ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)  
(4) 家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	設置主体	②	事業区分	③	整備区分	④	定員	⑤	うち定員増	⑥	総事業費	⑦	寄付金その他の収入額	⑧	差引額	⑨(⑦-⑧)	対象経費の 集支出額	⑩	国庫補助基準額	⑪	選定額	⑫	市町村補助額	⑬	国庫補助基本額	⑭	国庫補助所要額	事業開始年月日	
																														⑩
合計								人	人			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は児童発達支援センターを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-2⑤ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)  
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	設置主体	②	事業区分	③	整備区分	④	定員	⑤	うち定員増	⑥	総事業費	⑦	寄付金その他の 収入額	⑧	差引額	⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額	⑩	国庫補助基準額	⑪	選定額	⑫	(⑬×3/4)	市町村補助額	⑭	国庫補助基本額	⑮	国庫補助所要額	⑯(⑮×8/9)	事業開始年月日	移行年月日			
																																	人	人	円
合計									人	0	人	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ③欄は、移行を予定している認定こども園の形態(幼保連携型、幼稚園型)又は小規模保育事業所を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、移行後の認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)における保育認定部分又は小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は0とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑤欄、⑥欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑤欄の額に交付要綱の別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、幼稚園における長時間預かり保育事業を開始する年月日を記入すること。
- ⑪欄は、認定子ども園又は小規模保育事業所に移行する年月日を記入すること。

別表2

1-3① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名	①	設置主体	②	事業区分	③	整備区分	④	定員	うち定員増		総事業費	⑦	寄付金その他の 収入額	⑧	差引額	⑨(⑦-⑧)	為替経費の 実支出額	⑩	国庫補助基準額	⑪	選定額	⑫	国庫補助基本額	⑬	国庫補助所要額 (⑬×1/2)	⑭	事業開始年月日	⑮	
									⑤	⑥																			
合計									人	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-3-2 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(3) 認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×1/2) ⑭	移行年月日 ⑮	事業実施内容 ⑯
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
								0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑨欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑯欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

1-3-3③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(4) 家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	うち定員増 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	为養給養の 実支出額 ⑩	国庫補助基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 (⑬×1/2) ⑭	事業開始年月日 ⑮
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と同額を記入すること。
- ⑭欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑮欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-4① 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(1)賃貸物件による保育所等改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	施設区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額 ⑨(7)-(8)	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(10×3/4)		国庫補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	開設年月日	
												⑩	⑪					
合計																		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備を行う施設に応じて「保育所」「保育所分園」「幼保連携型認定こども園分園」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員増大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可が保育施設からの認可化移行や小規模保育事業所からの施設種別の変更の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する保育所又は保育所分園の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄と⑧欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄は、⑥欄の額に交付要綱の別表の算5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園分園を開設する年月日を記入すること。



別表2

1-4② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)  
(2)小規模保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額 ⑨(7)-(8)	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(10×3/4)		市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始年月 日	
												⑩	⑪					
													円	円	円	円		
													円	円	円	円		
													円	円	円	円		
													円	円	円	円		
													円	円	円	円		
													円	円	円	円		
													円	円	円	円		
合計				人	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員増大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
- ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄と⑧欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄は、⑥欄の額に交付要綱の別表の算出欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-4③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(3)認可化移行改修費等

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額 ⑨(7)-⑧)	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(10)×3/4)		市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	移行年月日	事業実施内容		
												⑩	⑪							
												円	円	円	円	円			⑩	
												円	円	円	円	円			⑪	
												円	円	円	円	円			1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
												円	円	円	円	円			1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
												円	円	円	円	円			1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
												円	円	円	円	円			1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄の額に交付要綱の別添の表に欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- ⑪欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

1-4④ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(4) 家庭的保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始年月日	
																①
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種類を記入すること。(市町村、社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員増」と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の算定欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

1-4⑤ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)  
 (5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額 ⑨(7)-(8)	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(10)×3/4		国庫補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 ⑮(⑬×2/3)	事業開始年月 日	移行年月日	
												⑬ 円	⑭ 円						
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
								0		0	0	0	0	0	0	0			
								0		0	0	0	0	0	0	0			
								0		0	0	0	0	0	0	0			
								0		0	0	0	0	0	0	0			
								0		0	0	0	0	0	0	0			
								0		0	0	0	0	0	0	0			
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	円		

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(学校法人、社会福祉法人等)
- ③欄は、移行を予定している認定こども園の形態(幼保連携型、幼稚園型)又は小規模保育事業所を記入すること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員増大」「老朽改修」のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、移行後の認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)における保育認定部分又は小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(現在の利用定員数から変更のない場合は0とする。)を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄と⑧欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄は、⑥欄の額に交付要綱の別表の算式欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、認定子ども園又は小規模保育事業所に移行する年月日を記入すること。

別表2

## 2-1 保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）（直接補助事業分）

都道府県  
市町村 名

対象施設名	施設種別	定員	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助標準額	選定額	国庫補助基本額	⑩ ⑩①(⑩×1/2)	対象経費の内訳⑫				D その他 支出の内容 【自由記述】内訳	支出額 円		
											かかり増し経費		C 備品等購入費				支出の内容 【自由記述】内訳	支出額 円
											B 物品購入支援		D その他					
											A 人件費(手当、賞金等) 支出の春半 【選択】	支出額 円	支出の内容 【自由記述】内訳	支出額 円				
か所				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- ③欄には定員数を記載すること（児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業は除く。）。ただし、認可の居宅訪問型保育事業については、令和2年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数とする。
- ④欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額を記載すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
- ⑫欄の「支出の春半」は、該当するものについて、プルダウンリストから「0」を選択すること。  
なお、「C 備品等購入費」に該当する場合及び「D その他」については、支出の内容を具体的に記載すること。
- ⑫欄の「A 人件費(手当、賞金等)」は、「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の3（2）アのうち「かかり増し経費の具体的な内容」①に該当するものについて記載すること。
- ⑫欄の「B 物品購入支援」は、実施要綱の3（2）②アのうち「かかり増し経費の具体的な内容」②に該当するものについて記載すること。
- ⑫欄の「C 備品等購入費」は、実施要綱の3（2）③イのうち「マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入」に該当するものについて記載すること。
- ⑫欄の「D その他」は、A～Cのいずれにも該当しないものについて記載すること。
- ⑫欄のA～Dにおける「支出額」の合計の金額が、⑦「対象経費の実支出額」の金額と一致すること。

対象施設名	施設種別	②	③	総事業費	④	寄付金その他の収入額	⑤	差引額	⑥(④-⑤)	⑦	⑧	⑨	自治体補助額	⑩	⑪	⑫(⑩×1/2)	対象経費の内⑬														
																	かかり増し経費			C 備品等購入費			D その他								
																	A 人件費(手当、賃金等)			B 物品購入支援			C 備品等購入費			D その他					
																	支出の増無【選択】	支出額	円	支出の増無【選択】	支出額	円	支出の内訳【自由記述】内訳	支出額	円	支出の内訳【自由記述】内訳	支出額	円	支出の内訳【自由記述】内訳	支出額	円
か所	0			円	0	円	0	円	0	円	0	円	円	0	円	0	円	円	0	円	円	0	円	円	0	円	円	0	円	円	0

(記載上の注釈)

- ②欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- ③欄には定員数を記載すること（児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）。ただし、認可の居宅訪問型保育事業については、令和2年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数とする。
- ④欄には定員数を記載すること（児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）。ただし、認可の居宅訪問型保育事業については、令和2年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数とする。
- ⑤欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑥欄は、⑨欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ⑦欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。を記載すること。
- ⑧欄は「支出の増無」は、該当するものについて、フルダウンリストから「○」を選択すること。  
なお、「C 備品等購入費」に該当する場合及び「D その他」については、支出の内容を具体的に記載すること。  
の3(2)⑦アのうち「かかり増し経費の具体的な内容」①に該当するものについて記載すること。  
の3(2)⑦アのうちの「かかり増し経費の具体的な内容」②に該当するものについて記載すること。  
の3(2)⑦アのうちの「かかり増し経費の具体的な内容」③に該当するものについて記載すること。  
の3(2)⑦アのうちの「かかり増し経費の具体的な内容」④に該当するものについて記載すること。  
の3(2)⑦アのうちの「かかり増し経費の具体的な内容」⑤に該当するものについて記載すること。  
の3(2)⑦アのうちの「かかり増し経費の具体的な内容」⑥に該当するものについて記載すること。  
の3(2)⑦アのうちの「かかり増し経費の具体的な内容」⑦に該当するものについて記載すること。
- ⑨欄の「物品購入支援」は、実施要綱の3(2)⑧アのうちの「かかり増し経費の具体的な内容」②に該当するものについて記載すること。
- ⑩欄の「C 備品等購入費」は、実施要綱の3(2)⑧イのうちの「マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入」に該当するものについて記載すること。
- ⑪欄の「D その他」は、A-00のいずれにも該当しないものについて記載すること。
- ⑫欄のA~Dにおける「支出額」の合計の金額が、⑦「対象経費の実支出額」の金額と一致すること。

別表2

都道府県  
市町村名

3-1 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

	① 総事業費	② 寄付金その他の 収入額	③ 差引額	④ 対象経費の 実支出額	⑤ 国庫補助 基準額	⑥ 選定額	⑦ 国庫補助 基本額	⑧(⑦×1/2) 国庫補助 所要額
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入・通訳や翻訳のための機器の導入								
認可外保育施設における機器の導入								
病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入								
保育士等の研修のオンライン化事業								
保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化								
合計	円	円	円	円	円	円	円	円

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の3-1①から3-1⑤の合計額を記入すること。

別表2

3-1① 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(財政力指数1.0未満の市町村(特別区を除く))(直接補助事業分)

(1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入・通訳や翻訳のための機器の導入

対象施設名	区分	② 区所	総事業費 ③ 円	寄付金その他の 収入額 ④ 円	差引額 ⑤(③-④) 円	対象経費の 実支出額 ⑥ 円	国庫補助基準額 ⑦ 円	選定額 ⑧ 円	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
									⑨ 円	⑩(⑨×1/2) 円
保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入 翻訳や通訳のため機器の導入	0か所 0か所	か所	0	0	0	0	0	0	0	0
		ア			0		0	0	0	0
		イ			0		0	0	0	0
		ア			0		0	0	0	0
		イ			0		0	0	0	0
		ア			0		0	0	0	0
		イ			0		0	0	0	0
		ア			0		0	0	0	0
		イ			0		0	0	0	0

(記載上の注意)

1. 保育所等におけるICT化の推進については「ア」の行に、通訳や翻訳のための翻訳機等の購入については「イ」の行に、分けて記入すること。
2. ②欄は、保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)のいずれかを記入すること。
3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑨欄は、⑧欄と同額を記入すること。
5. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。



別表2

都道府県

市町村名

3-1② 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(財政力指数1.0未満の都道府県等(特別区を除く))(直接補助事業分)  
 (2)認可外保育施設における機器の導入

対象施設名	① か所	区分	②	総事業費	③ 円	寄付金その他の 収入額	④ 円	差引額	⑤/(③-④) 円	対象経費の 実支出額	⑥ 円	国庫補助 基準額	⑦ 円	選定額	⑧ 円	国庫補助 基本額	⑨ 円	国庫補助 所要額	⑩(⑨×1/2) 円
0					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
								0	0				0	0	0	0	0	0	0
								0	0				0	0	0	0	0	0	0
								0	0				0	0	0	0	0	0	0
								0	0				0	0	0	0	0	0	0

1. ②欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。

3. ⑨欄は、⑧欄の額を記入すること。

4. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-1③ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

市町村名

対象施設	①	区分	②	対象事業種別	③	総事業費	④	寄付金その他の収入額	⑤	差引額	⑥(④-⑤)	対象経費の実支出額	⑦	国庫補助基準額	⑧	選定額	⑨	国庫補助基本額	⑩	国庫補助所要額	⑪(⑩×1/2)
			円				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				病児	一時預かり		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				病児	一時預かり																
				病児	一時預かり																
				病児	一時預かり																
				病児	一時預かり																

- ①欄は市町村で実施した場合は導入した部署名を記入すること。
- ②欄は、市町村以外の施設で実施した場合は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、病院、診療所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。( )内には具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、実施した対象事業の種別に○をすること。病児…病児保育事業 一時預かり…一時預かり事業
- ④欄は、⑥欄、⑦欄及び⑨欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-1④ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

(4)保育士等の研修のオンライン化事業

都道府県	
市町村名	

総事業費	①	寄付金その他の収入額	②	差引額	③(①-②)	対象経費の 実支出額	④	国庫補助 基準額	⑤	選定額	⑥	国庫補助 基本額	⑦	国庫補助 所要額	⑧(⑦×1/2)
					0				0	0			0		0
	円		円		円		円		円	円	円	円	円	円	円
	0		0		0		0		0	0	0	0	0		0

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-1⑤ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(直接補助事業分)

都道府県

(5)保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

① 総事業費	② 寄付金その他の収入額	③(①-②) 差引額	④ 対象経費の 実支出額	⑤ 国庫補助 基準額	⑥ 選定額	⑦ 国庫補助 基本額	⑧(⑦×1/2) 国庫補助 所要額
	0	0		0	0	0	0
円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	0	0	0	0

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。

3. ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。

4. ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-2 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

都道府県  
市町村名

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×3/4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入 ・通訳や翻訳のための機器の導入										
認可外保育施設における機器の導入										
病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入										
保育士等の研修のオンライン化事業										
保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化										
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2

1. ①欄から⑩欄までの各欄には、別表2の3-2①から3-2⑤の合計額を記入すること。

別表2

3-2① 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

市町村名

(1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入・通訳や翻訳のための機器の購入

対象施設名	区分	①	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑩×2/3)
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入	0か所			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0か所												
通訳や翻訳のための機器の導入	ア												
	イ												
	ア												
	イ												
	ア												
	イ												
	ア												
	イ												
	ア												
	イ												

(記載上の注意)

1. 保育所等におけるICT化の推進については「ア」の行に、通訳や翻訳のための翻訳機等の購入については「イ」の行に、分けて記入すること。
2. ②欄は、保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)のいずれかを記入すること。
3. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
4. ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
5. ⑩欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
6. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

都道府県  
市町村名

## 3-2② 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

## (2)認可外保育施設における機器の導入

対象施設名	①	区分	②	総事業費	③	寄付金その他の収入額	④	差引額	⑤(③-④)	対象経費の実支出額	⑥	国庫補助基準額	⑦	選定額	⑧	(⑧×3/4)	⑨	市町村補助額	⑩	国庫補助基本額	⑪	国庫補助所要額	⑫(⑪×2/3)
か所	0			円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0

1. ②欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較して、最も少ない額を記入すること。

3. ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。

4. ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

5. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-2③ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

市町村名

(3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入

対象施設名	① か所	区分	②	対象事業種別	③	総事業費	④	寄付金その他の収入額	⑤	差引額	⑥(④-⑤)	対象経費の実支出額	⑦	国庫補助基準額	⑧	選定額	⑨	(⑨×3/4)	⑩	市町村補助額	⑪	国庫補助基本額	⑫	国庫補助所要額	⑬(⑫×2/3)
0						円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0
				病児							0						0								0
				病児							0						0								0
				病児							0						0								0
				病児							0						0								0

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、病院、診療所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。( )内には具体的な実施場所を記入すること。

2. ③欄は、実施した対象事業の種別に○をすること。病児…病児保育事業 一時預かり…一時預かり事業

3. ⑥欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較して、最も少ない額を記入すること。

4. ⑩欄は、⑨欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。

5. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

6. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。



別表2

3-2④ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

(4) 保育士等の研修のオンライン化事業

都道府県 市町村名	
--------------	--

① 総事業費	② 寄付金その他の収入額	③(①-②) 差引額	④ 対象経費の実支出額	⑤ 国庫補助基準額	⑥ 選定額	⑦ 市町村補助額	⑧ 国庫補助基本額	⑨(⑧×1/2) 国庫補助所要額
0		0			0		0	0
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

3-2⑤ 保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(間接補助事業分)

(5)保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

都道府県

①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/2)
総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	0	0	0		0		0	0
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

4-1 保育士修学資金貸付等事業(直接補助事業分)

都道府県名  
指定都市

	総事業数	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は 貸付事業所数	貸付金額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧(⑦×⑨/⑩)	⑨	⑩
保育士修学資金貸付	保育士修学資金		0							
	入学準備金加算		0							
	就職準備金加算		0							
	生活扶助加算		0							
保育補助者雇上費貸付			0							
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付			0							
就職準備金貸付			0							
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付			0							
貸付事務費			0							
合計		円	円	円	円	円	円	円	人	円
		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、③欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑨欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

4-2 保育士修学資金貸付等事業(間接補助事業分)

都道府県  
指定都市 名

間接補助事業者名

	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 莫支出額	国庫補助基準額	選定額	都道府県等 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は 貸付事業所数	貸付金額
保育士修学資金貸付	保育士修学資金		0								
	入学準備金加算		0								
	就職準備金加算		0								
	生活扶助加算		0								
保育補助者雇上費貸付			0								
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付			0								
就職準備金貸付			0								
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付			0								
貸付事業数			0								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	円
	0	0	0	0	0	0	0	※1	※2	0	0

(記号上の注意)

1. 間接補助事業者ごとに作成すること。
2. ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
4. ⑨欄は、⑥欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. ⑩欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

厚生労働大臣殿

〇〇道府県知事

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)の事業実績報告書(市町村分)の提出について

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号により交付された令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)事業実績報告書

●●市外 ●市町村分

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）国庫補助精算額市町村別内訳表

道府県名

市町村名	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	返納額
合計（市町村分）				

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

厚生労働大臣 殿

東京都知事

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)の事業実績報告書(市町村分)の提出について

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号により交付された令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)事業実績報告書

●●市外 ●市町村分

令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）国庫補助精算額市町村別内訳表

東京都

市町村名	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	返納額
合計（市町村分）				

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。



令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)交付額確定通知書

〇〇市町村

令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付決定された令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)については、令和 年 月 日第※号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日厚生労働省発子※※※※第※号をもって交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※( )内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事

(施行注意)

( )内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。